



中央税務会計ニュース

7月の税務

- 7月10日
 - 1 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
(年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付)
- 7月15日
 - 2 所得税の予定納税額の減額申請
- 7月31日
 - 3 所得税の予定納税額の納付(第1期分)
 - 4 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・
(法人事業所税)・法人住民税)
 - 5 2月・5月・8月・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
(消費税・地方消費税)
 - 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
 - 7 11月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)
(半期分)
 - 8 消費税の年税額が400万円超の2月・8月・11月決算法人の3月ごとの中間申告
(消費税・地方消費税)
 - 9 消費税の年税額が4800万円超の4月・5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月
ごとの中間申告(3月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)
- 7月中において市町村の条例で定める日
 - 10 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付

※ 税理士法施行74周年

FM番組
「リーダーズ
バトン」
配信中!



YouTube



Facebook



Instagram

各情報
発信中!

《通信欄》

暑いのので体調をお気を付けてください。去る6月7日テレビ埼玉の埼玉ビジネスウォッチで米問題について話しました。時間の都合で話せなかつたことについてお詫言います。埼玉県農業再生協議会のチームでは県内ブランド米の「彩のかかやき」の彩のきずなに加えて高温でも品質が低下しない「えみほこし」の推奨をしています。昨年、加須市の埼玉産直ネットワーキング協会が中心となり、彩の国産直米プロジェクトが始動しました。県内のお米を共同購入し、統一の販売ルールを付けて県内消費者に販売していきます。目的として地域環境の保全と食糧自給率の向上等があるところです。これから県内の情報をわかりやすくお届けしたいと思っています。(中略)

令和7年度税制改正にみる

生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置（拡充・延長）

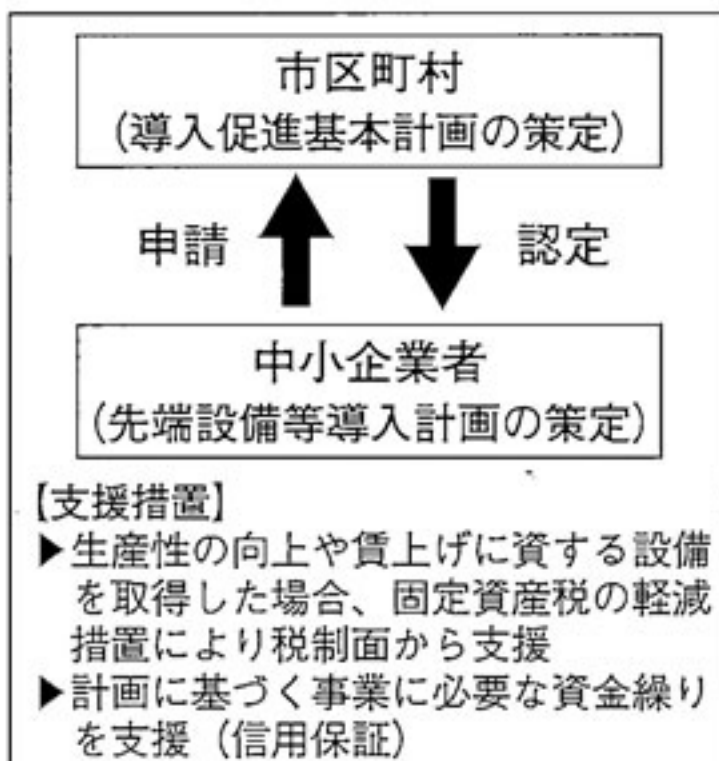
「賃上げ方針の表明」が必須条件に

赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資を後押しするため、賃上げを行う企業などを対象に、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する「固定資産税の特例措置」^①。この特例は令和5年度税制改正において2年間の時限的措置として創設されましたが、令和7年度税制改正で要件等を見直した上でその適用期限が2年間延長されました。

そこで今号では、本特例措置が適用されるための前提となる「先端設備等導入計画」についてあらためてふれるとともに、改正された固定資産税の特例措置の概要についてまとめました。

■先端設備等導入計画とは

「先端設備等導入計画」は、中小企業等経営強化法に規定された中小企業者が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。この計画は、市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に認定を受けることができます。認定を受けると、税制支援などの支援措置を受けることができます。



■制度活用の流れ

①事前確認・準備

「先端設備等導入計画」の申請にあたっては、まず、新たに導入する設備を設置する市区町村が「導入促進基本計画」を策定しているか確認する必要があります。策定している市区町村については、中小企業庁のホームページで公表しています。

また、認定を受けるためには、該当する新規取得設備の取得日より前に「先端設備等導入計画」の策定・認定が必要のため、活用にあたってはスケジュールの確認も大切です。なお、既に取得した設備を対象とする計画は認められません。

②「先端設備等導入計画」の作成
市区町村が策定した「導入促進基本計画」の内容に沿って計画を作成します。また、提出書類の様式は市区町村で定められているため、これらについても確認しておきましょう。

「先端設備等導入計画」を作成した後には、認定経営革新等支援機関（商工会、商工会議所、士業等の専門家、地域金融機関等）に確認を依頼します。税制措置を受けるためには、新規取得設備に係る投資計画について、認定経営革新等支援機関の確認書が必要になります。

なお、税制措置を受けるにあたって、「賃上げ方針」を計画に位置付ける場合は、従業員（代表のみも可）に対して賃上げ方針を表明しなければなりません。この表明に対しては、従業員から「賃上げ方針」の表明を受けたことを証する書面を残してもらう必要があります。

③「先端設備等導入計画」の申請・認定

書類の作成と認定経営革新等支援機関による確認が完了すれば、市区町村長に認定申請書を提出します。市区町村ごとに必要な添付書類が定められているため、これらを添付して提出することになります。

一般的に、税制措置を受けるために必要とされている添付書類としては、前記②で用意した「認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書」や「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面」などが挙げられます。

受理されれば審査が開始されます。認定を受けた場合、市区町村長から認定書が交付されます。

④「先端設備等導入計画」の開始・取組の実行

認定された後は、税制措置（金融支援）を受けながら、生産性向上・賃上げに資する取組を実行します。

■改正の背景・概要

中小企業は地域の経済や雇用を支え、経済全体を発展させる重要な役割を担っています。赤字企業を含む中小企業の前向きな投資を後押しすることにより生産性向上や賃上げを促進するため、固定資産税の特例措置の適用期限を2年間延長するとともに、賃上げ率に応じて、軽減率が引き上げられました。

具体的には、賃上げ率を1・5%以上引き上げる方針を表明した場合、3年間、課税標準が2分の1に軽減されます。

さらに、上乗せ措置として、賃上げ率を3%以上引き上げる方針を表明した場合は、5年間、課税標準が4分の1に軽減されます。

■適用時期

この改正は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得した対象設備について適用されます。

■留意点

従前制度では、賃上げ表明がなくとも3年間、課税標準が2分の1に軽減される内容となっていました。今回の改正では、賃上げ表明が必須となっている点に留意が必要です。

生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する 固定資産税の特例措置の拡充及び延長

特例措置の対象企業	市区町村から「先端設備等導入計画」の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業者		
計画認定要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市区町村の導入促進基本計画に沿ったものであること		
対象設備等	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件
	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)
	②測定工具及び検査工具	30万円以上	
	③器具備品	30万円以上	
	④建物附属設備	60万円以上 ※家屋と一体のものを除く	
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%） ・「先端設備等導入計画」中に1.5%以上の賃上げ表明 [※] に関する記載あり →3年間、課税標準を1/2に軽減 ・「先端設備等導入計画」中に3%以上の賃上げ表明 [※] に関する記載あり →5年間、課税標準を1/4に軽減		
	【従前制度】：令和5年4月1日～令和7年3月31日取得分まで ・「先端設備等導入計画」中に1.5%以上の賃上げ表明[※]に関する記載なし →3年間、課税標準を1/2に軽減 ・「先端設備等導入計画」中に1.5%以上の賃上げ表明[※]に関する記載あり →下記の期間、課税標準を1/3に軽減 ①令和6年3月末までに設備取得：5年間 ②令和7年3月末までに設備取得：4年間 ※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの。		
適用期限	2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日までに取得したもの）		